

## 区民相談一覧

川崎区役所地域振興課(3階①窓口)では各相談を無料で行っています。

- ・紛争相手との交渉、書類の作成・審査など相談の対象にならないものもあります。同じ案件の繰り返しのもの、法人からの相談も対象外です。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**各種専門相談は予約制の電話相談**として実施しています。  
(「市民相談」、「税務相談員による税務相談」、「ろうあ者・難聴者相談」を除く)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部相談を休止しています。
- ・予約方法は各相談事で異なりますので備考欄と注記を参照してください。
- ・相談に係る**電話料金は相談者の御負担**となります。(予約時間に指定の電話番号に電話して頂きます。)

令和3年6月1日現在

相談内容	相談名	相談員	相談日 (予約制)	相談時間 (面談時間)	備考
日常生活での困りごとなど相談の総合案内	市民相談	市民相談員	月～金曜日	8:30～17:00	注5)参照
不動産、金銭トラブル、損害賠償、相続、親族、契約、債務整理など	弁護士相談	弁護士	毎週金曜日	9:30～11:30 (25分以内)	予約制電話相談 注2)参照
相続、遺言、成年後見、不動産登記と手続などの相談、その他くらしの問題に関する事など	司法書士相談	司法書士	第4金曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制電話相談 注1)参照
司法書士相談に加え民事に関する紛争(ただし、140万円以下のものに限る。)に関する事など	認定司法書士相談	司法書士 (法務大臣認定)	第3金曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制電話相談 注3)参照
遺産分割協議書、遺言書、任意後見契約書などの書き方	行政書士相談	行政書士	第2水曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制電話相談 注1)参照
税金の計算方法、申告内容や申告手続など	税理士税務相談	税理士	第2木曜日 3月は第4木曜	13:00～16:00 (30分以内)	予約制電話相談 注3)参照
税金に関する基礎的な知識や申告窓口の案内など	税務相談員による税務相談	税務相談員	月～金曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	注4)参照
宅地建物の売買や契約など	宅地建物相談	宅建協会員	第4水曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制電話相談 注1)参照
家の新築、増・改築、修理など	住宅相談	専門相談員	第3火曜日	9:00～12:00	休止中
耳や言葉の不自由な人のお困りごと	ろうあ者・難聴者相談	専門相談員	毎週水曜日	14:00～16:30	注5)参照
日常における人権に関する問題など	人権相談	人権擁護委員	第2火曜日	13:00～16:00	予約制電話相談 注1)参照
国の行政機関等の業務に対する意見、要望など	行政相談	行政相談委員	第1金曜日	13:00～16:00 (25分以内)	予約制電話相談 注1)参照

注1) 予約申込みは、川崎区役所地域振興課相談情報担当(電話044-201-3135)に御連絡ください。  
※予約は相談日前月の1日から受付けます。

注2) 「弁護士相談」の予約申込みは、  
弁護士相談予約コールセンター(電話 044-200-0108)に御連絡ください。

注3) 「認定司法書士相談」、「税理士税務相談」の予約申込みは、  
サンキューコールかわさき(電話 044-200-3939)に御連絡ください。

注4) 「税務相談員による税務相談」は、市税証明発行コーナー(区役所3階②番窓口)で受付けます。

注5) 「市民相談」、「ろうあ者・難聴者相談」は、地域振興課相談情報担当(区役所3階①番窓口)で受付けます。

お問合せ:川崎区役所地域振興課相談情報担当

電話 044-201-3135

FAX 044-201-3295